

令和元年11月中野市農業委員会定例会会議録

中野市告示第9号

令和元年11月28日(木) 午後3時00分

会議室42.43に開く。

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 附議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 - 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について
 - 議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
- 5 報告事項
- 6 その他
- 7 閉会

○出席委員次のおり

農業委員(20名中20名)

小林宏和委員、滝澤君雄委員、宮澤厚子委員、滝沢昇委員、本多千恵子委員、郷道修弘委員、中村幸次郎委員、浅沼富夫委員、川島正夫委員、大内一人委員、佐々木福吉委員、武田信友委員、佐藤忠一委員、阿部和夫委員、神田茂貞委員、藤田一和委員、宮川豊委員、佐野啓明委員、金井光正委員、清野信之委員

推進委員(17名中16名)

中沢光昭委員、上原正幸委員、原栄二委員、関谷和幸委員、藤澤昭雄委員、今井晃委員、樋口秀彦委員、武田守弘委員、徳武秀久委員、浅野清委員、渡辺富男委員、池田信一委員、山田一茂委員、臼井信幸委員、中島守成委員、藤岡勇委員

○提案説明のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のおり

農業委員会事務局長	鈴木清美
〃 事務局長補佐	峰村昌志
副主幹	土屋涼子

- (開会) (午後 3 時 00 分)
- 事務局長 (鈴木局長) 皆様お疲れさまでございます。定刻になりましたので令和元年 11 月の定例会を始めさせていただきます。ただいままでの出席委員数は農業委員 20 名中 19 名、推進委員 17 名中 16 名でございます。阿部農業委員は少々遅れると連絡を受けております。傳田推進委員は都合により欠席と連絡を受けています。
- それでは、会長からごあいさつと以降の進行をお願いいたします。
- (あいさつ 略)
- 議長 (清野会長) 先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。
- 議長 (清野会長) それでは日程 3、議事録署名委員の指名につきまして、4 番 滝沢昇委員、5 番 本多千恵子委員を指名いたします。
- 議長 (清野会長) 日程 4、附議事項に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
- 事務局 (峰村局長補佐) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
- 議案番号 1 番、譲渡人、住所・氏名、神奈川県横浜市、〇〇〇〇。譲受人、住所・氏名、新野、〇〇〇〇。申請地、小田中〇〇番地、面積 1,861 平方メートル。申請理由、規模拡大のため。
- 議案番号 2 番、越、〇〇〇〇。越、〇〇〇〇。越〇〇番地 1 外 1 筆、面積 2,487 平方メートル。申請理由、経営規模を拡大したい。
- 議案番号 3 番、〇〇〇〇、壁田、〇〇〇〇。壁田 〇〇〇〇。申請地壁田〇〇番地 1、面積 998 平方メートル。申請理由、破産手続きにおいて売却許可が下りたため。
- 議案番号 4 番、吉田、〇〇〇〇。吉田、〇〇〇〇。吉田〇〇番 11、面積 3.65 平方メートル。申請理由、農地の不整形を整え、耕作の利便性を図りたい。
- 議案番号 5 番、吉田、〇〇〇〇。吉田、〇〇〇〇。吉田〇〇番地 28、面積 3.65 平方メートル。申請理由、農地の不整形を整え、耕作の利便性を図りたい。
- 議案番号 6 番、吉田、〇〇〇〇。吉田、〇〇〇〇。吉田〇〇番 3、面積 238 平方メートル。申請理由、経営規模を拡大したい。
- 議案番号 3 番について説明します。本件の申請人は茸生産農家であり、個人事業主による破産に該当します。破産管財人の弁護士によりますと譲り渡し人は個人事業主であり、会社法人破産ではないので個人がすべての責任を取る形となります。個人企業の自己破産は通常の個人の破産と同様に、すべての財産を処分する必要はなく一定の財産を保有することも可能としています。本件の一筆については譲渡人から息子さんに売却する案件の内容であります。
- 以上、説明した議案番号第 1 番から 3 番及び 6 番の譲受人は、水田・普通畑等の経営で、農地は全て効率的に耕作され、農作業に従事する家族の状況等から見て引き続き、農地を効率的に利用が出来ると思われています。なお、下限面積の基準を超えていることから、許可要件を満

たしているものと考えます。

また、議案番号4番・5番については、権利取得の双方とも下限面積の基準に達しないもの同士の交換、所有権移転であります。今回の場合は、農地法において耕作者が所有者であることが望ましいとすることや、非農家であっても相続などにより農地を保有できることなどを規定する農地法施行令第2条第3項第3号による許可する要件を満たしております。以上であります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ありましたら、農業委員は議席番号、氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。推進委員に議決権はありませんが、賛成・反対の意見を述べることはできます。挙手の際も手を挙げて意思表示をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（清野会長）

ありませんければお諮りをいたします。議案第1号について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手全員であります。よって、議案第1号については、許可することに決しました。

議長（清野会長）

次に進みます。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

議案番号1番、譲受人、住所・氏名、長野市、〇〇〇〇。譲渡人、住所・氏名、壁田、〇〇〇〇。申請地、壁田〇〇番1、面積938平方メートル。申請理由、豊田中野線 笠原～壁田1工区橋台工事用の現場事務所、資材置場等を設置したい。3種農地 則-43 一時転用（許可日～R3.9.30）

議案番号2番、中野、〇〇〇〇。東京都目黒区、〇〇〇〇。申請地 中野〇〇番 外1筆、面積4,385平方メートル。申請理由、申請地を取得し、宅地分譲15区画を造成したい。

3種農地 則44 ウ 宅地分譲15区画 なお、2番につきましては下限面積3,000平方メートルを超えることから地区常設審議委員会へ提出し、意見を聞くこととしております。以上となります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第2号について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手全員であります。よって、議案第2号については、許可することに決しました。

議長（清野会長）

次に進みます。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案第3号、農用地利用集積計画（案）の決定について

（番号1番から15番 説明）

以上、番号1番から15番までは、中野市農業経営基盤の強化促進に関する基本構想及び農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要

件を満たしているものと考えます。 以上です。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第3号について賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手全員であります。よって、議案第3号については、決定することに決しました。

議長（清野会長）

次に進みます。議案第4号、農用地利用配分計画(案)に係る意見についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案第4号、農用地利用配分計画(案)に係る意見について
(番号1番～4番 説明)

以上、番号1番～4番は 「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農用地のすべてを効率的に利用できるものと認められます。また、必要な農作業に常時従事することが認められることから、農用地利用配分計画の要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第4号について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手多数であります。よって、議案第4号については、同意することに決しました。

議長（清野会長）

次に進みます。議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見について。
(説明)

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

ありませんければお諮りをいたします。 議案第5号について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

議長（清野会長）

挙手全員であります。 よって、議案第5号については同意することに決しました。

議長（清野会長）

次に進みます。5、報告事項に入ります。事務局から説明願います。

議長（清野会長）

農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について説明いたします。

事務局（峰村局長補佐）

番号1番 届出人住所・氏名 越 ○○○○、所在 越○○番1、登記地目 畑、現況地目 畑、面積40㎡、届出事由 農業用作業所、新築、棟数 1、建築面積131.20㎡、届出年月日 令和元年11月1日
確認農業委員 佐藤忠一 以上であります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

2番 滝澤君雄委員

2番の滝沢です。この届出をすると、地目は農地のままなのか、あるいは宅地になるのか教えていただきたい。

事務局（峰村局長補佐）

地目は農地のままですが、建物は建築確認申請が必要であり、税務課も課税しますので、税法上の現況は宅地になる可能性があります。

議長（清野会長）

他にありませんければ、報告事項ということで、ご了承をお願いします

議長（清野会長）

それでは、6その他、みなさんの方から何かよろしいでしょうか。

